

児童虐待の現状と課題

～対応に必要な関係機関との連携～

社会福祉士 元日本社会事業大学専門職大学院
宮島 清



はじめに

講義では、自治体等がこれまで取り組んできたことを振り返り、児童虐待への支援のあり方（前進したこと、偏ったこと、軌道修正が求められることなど）や死亡事例を含む様々な事例から見える課題等について、筆者の考えを示し、対応の仕方、組織体制、連携のあり方等について意見交換をした。そして、これらを踏まえ、業務を担う自治体とその職員として、優先的に取り組むべきことについて検討した。

実事例を誌面で取り上げることには、講義時以上の慎重さが求められるが、出来るだけ踏み込んで記したい。

当日紹介した統計、法令の条文、国作成資料は、紙幅を踏まえて、ここでは割愛した。国のHPや同法令検索サイトに直接あたって欲しい。話題の並びは入れ替え、本文に、研修後のトピックスを追加した。

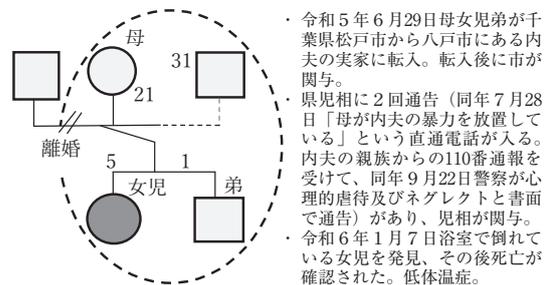
1 令和6年2月に報道され、研修の時点で公判中だった死亡事例

研修で取り上げた八戸市の事件は、研修終了後の令和6年12月10日に地裁判決が言い渡され、実母の懲役9年が確定した。その後の令和7年3月17日に県社会福祉審議会による検証報告書が公表された。

この報告書でも、市と児童相談所（以下、児相）の安全確認や情報共有の不十分さが指摘され、再発防止に向けた提言においてリスクアセスメントの徹底や対応における役割分担の明確化が必要との記述が目立つ。指摘の根拠としては、国が指針で示している「シート」を使用していない、所内の何の会議で方針の決定をしたかなど、形式上の瑕疵が記されて

いる。これらの記述については、担当者や組織は、相当に悩んだのではないかと推察される。

図1 青森県5歳女児死亡事件 令和6年1月に発生、同年2月に報道



（報道内容と公開情報をもとに作成）

- ・令和5年6月29日母女兄弟が千葉県松戸市から八戸市にある内夫の実家に転入。転入後に市が関与。
- ・県児相に2回通告（同年7月28日「母が内夫の暴力を放置している」という直通電話が入る。内夫の親族からの110番通報を受けて、同年9月22日警察が心理的虐待及びネグレクトと書面で通告）があり、児相が関与。
- ・令和6年1月7日浴室で倒れている女児を発見、その後死亡が確認された。低体温症。

報告書には、父母に何度も連絡しながら電話が通じなかったことや出されるべき届け出が出されなかったこと等が書かれ、対応に苦慮していたこと、業務経験の浅い職員が多く中堅や管理者の負担が非常に重かったことを知ることができる。また、市が、児相の動きに期待して自ら行動を起こさなかったことや市と児相が互いに伝達したという前提に立ちながら食い違いが生じていたこと、引継ぎ内容や得た情報を根拠に目前の事実から読み取れる課題を割り引いて判断する構造も取り扱われている。

これらを踏まえて、全体を見渡せば、転入時も、通告時も、児相における所内協議でも、また、関係者が参加する要保護児童対策地域協議会でも、▽母親は、概ね16歳で第1子、20歳で第2子を出産した。▽実父と別れて千葉県の実家に身を寄せ、そこにもいられなくなって青森県の年上の男性のもとに母子で転入した。▽それから間もない時点で複数回の通告があった。▽この時点で、この子どもと家族には、生活上のニーズ、子育てのニーズ、社会福祉のニーズがあると判断できたはずで

ある。▽だからこそ、市は保健師がハイリスク世帯として面接した。▽前住所地の担当課も、児童虐待としてではなくとも、その他の「養護相談」としてではあったが引継ぎをした。▽その後、世帯は市内転居をした。▽母親が妊娠していることが分かった。▽それでも受診や届け出をしなかった。▽このような状況であれば急ぐはずの保育所への入所手続きが遅れた。▽男性が失業した。これらからすれば、21歳の女性は、自分のことも、子どものことも、お腹の赤ちゃんのことも守れない、支え手の無い、「受援力」が弱い、何らかの事情でそれを思い止まらせる背景・要因を持っていた可能性が高い。▽男性を含めて、生活状況は極めて不安定で、新たな家族を形成することに難しさがあることは明らかだった。にもかかわらず、結果として、「助言した」「関係機関と情報共有をした」「他機関に依頼した」「本人からの申し出がない」ということを理由に、ニーズが放置される事態となってしまった。

近年言われている子ども自身の声を重視し、意思決定や意見表明の支援を行うべきことは確かだが、5歳の子どものここまで記してきたことを適切に表現（言語化）出来るはずはなく、子どもの権利擁護に本気で取り組もうとするのであれば、支援者や業務を担う機関、そしてこれらの人と機関によるチームが、得られている情報の意味することを、ありのままに受け取れるかどうかポイントである。女兒は亡くなり、弟は養育者を失い、母は加害者になった。しかし、同時に支援にあたった方々もその所属機関も同僚たちも深く傷ついているに違いない。

国語辞典には、連携とは「同じ目的を持つ者が互いに連絡をとり、協力し合って物事を行うこと。」（『広辞苑』第7版）だとあり、社会福祉の専門書は、「(チームアプローチとは)それぞれが役割を担うと同時に、連携・協働を介してその役割を互いに結びつけ、調整・統合してゆくことで目標達成に向けて取り組む一体的な活動」（『社会福祉学辞典』丸善出版、2014年5月）であると解説している。

残念ながら、近年の子ども家庭福祉の行政

文書には、ほぼ例外なく、「役割分担と連携」と記されている。「役割」ではなく「役割分担」と連携としているのである。

この事例で起こったことは、個々の実践者や当該組織の問題ではない。この国では、児童虐待が専門だと自認する人々（私もその一員である。）や政治や政策を担ってきた人たち、また、それに同調して煽ってきたマスコミなどが、自分・自機関の役割を著しく限定し、当事者の福祉の実現という目的を見失い、人々の暮らしと人生とそこに生じるニーズへの関心を失わせる発信を続けてきたと言ってよく、このことの罪は極めて重い。

「責任の所在を明らかにするためであってそのような意図は無い」と言ったとしても、他の社会福祉領域においては、「重なりのある支援」「重層的支援」というあり方が常識となって広がっているにもかかわらず、ずっと「役割分担と連携」という用語を使い続けてきたことで、「役割と役割を結びつける」「調整・統合してゆくことで目標達成に向けて取り組む」という連携の本来のあり方を忘れさせた。「役割分担」と言い続けることは、実践現場に「役割分断」を勧め続けるに等しい。

令和7年3月3日に、読売新聞が、「10億円かけた虐待判定AI、こども家庭庁が導入見送り…ミス6割で『実用化困難』」と報じた。

このシステムの失敗は、研究のためのサンプルが少なかったためということではない。児童虐待という問題そのものについての理解や判断の視点に誤りがあったからである。その点で、今回のこども家庭庁の決定は勇氣ある決断だ。

対応する側から見える（見ようとする）ものと、当事者の側に立った時に見える暮らし・人生・起きていることのリアルとの間に大きな隔たりが生じる。それが、体制の脆弱さや人材育成の課題と並び、支援すべき機関の関与がありながら、死亡事件が発生してしまう構造の本質（核）である。

2 童話に描かれた事例(物語)・『糸のない胡弓』を読む。100年前の優れた作品を通して、現代の児童虐待(背景、実際、子やきょうだいへの影響、親子分離、社会的養護)を考える。

児童虐待の事例を扱うことは、たとえそれが研修であっても、人の心を暗くし、疲れさせる。このため、私は、実際の事例ではなく、絵本や童話を用いての演習も併せて行っている。

今回使用した作品(講談社『小川未明童話全集』、ハルキ文庫『小川未明童話集』等に収録。)を書いた小川未明は、自身が、貧富の差が広がる時代に、当時流行したスペイン風邪にかかり、自分の子どもを病気で失っている。そのこともあり、彼の作品には激しく変化する社会、荒廃する人の心、そのような中でも懸命に生きる子どもや女性などの姿が悲しく、かつ、優しく描かれており、どれも心に響く。

この作品には、家を失って物乞いをする親子が登場する。2人が実子で1人が「貰い子」である。このような例は、当時の実情を反映したものである。実際に明治の終わりから昭和にかけて「貰い子殺し」が頻発し、「児童保護運動」が起こり、その成果として昭和8年に「児童虐待防止法」(旧法)が成立した。

今回もそうだったが、受講された方々は皆、文庫本2頁程の短い物語の中に、身体的暴力、心理的虐待、ネグレクトなどの様々な虐待が複合的に存在すること、暴力の対象とははなくても共に暮らす他のきょうだいに大きな影響を与えること、親を失う悲しみ、虐待を受ける痛みと恐怖、空腹・寒さ・孤独などが描かれていることに気づき、心配して何とかしたいという家族メンバーがたとえいたとしても成功せず、むしろ加害をエスカレートさせることがあることなどを読みとってくださる。そして、住まいも仕事もない不安定な生活状況のもとで、それが起こっていることを確かめられる。このような要素は、今日の実事例でも本質において共通している。

この1年間にこの演習を数回行うほか、10年間以上にわたって繰り返し実施してきた宮沢賢治の作品を使った演習の経験を通じて、

私は、受講者であった自治体職員には、当事者が抱える悲しみと苦しみ、そして福祉ニーズを正確に把握し、講師が予想する以上のものを発見し、それを言語化する力があることを確信する。さらに、研修受講の時点で、通常求められる程度の虐待に関する基礎知識を身に付けているのが普通であることを知っている。

それにもかかわらず、なぜ、実際の対応において、見落とし、不作為と呼ばなければならないことが起こるのか。

私は、それは現場に危機感ややる気が無いためではなく、誤った発信、決まり事で現場を縛り、問題が生じれば激しく叩くという構造が、実践者と組織を萎縮させ、パターン化した対応しかできなくさせ、それに付随した膨大な仕事で時間と労力を奪っているためだと考える。

失敗をなじり個性や努力を否定することは、人や組織の持つ力を大きく低下させてしまう。これは児童虐待の例と同じなのである。

3 政策のあり方に大きな影響を与えた死亡事例、新型コロナ流行時に発生した死亡事例等

個々の事例を詳細に検討することはできないが、研修時に示した国内で発生した死亡事例等を挙げた図2を御覧頂きたい。なお、ここには最高裁判決で無罪が確定しているものが含まれること、また、一時保護後の転落死で要保護性が高いことは間違いがないが、保護理由が虐待だったかが報道では判別できないものを含むことから、タイトルに「等」を入れた。

図2のaからeは、令和元年の児童福祉法等を改正する法律が可決・成立する(令和元年6月)までに発生したもの、fからは、それ以降(公布令和元年6月26日、施行令和2年4月1日までを含む)で、令和4年改正を準備し、成立し、その施行を待っていた時期のものである。この時期は、日本で新型コロナウイルス感染者が確認されてから鎮静化するまでの時期と概ね重なっている。

図2 児童虐待で死亡したとして報道された事件等

a	2018（平成30）年1月 愛知県豊田市生後11か月の3つ子の次男死亡事件
b	同年3月（母逮捕報道6月）東京都目黒区5歳女児死亡事件
c	同年6月 東京都新宿区歌舞伎町コインロッカー乳児遺体遺棄事件
d	2019（平成31）年1月 千葉県野田市小4女児死亡事件
e	同（令和元）年6月北海道札幌市2歳女児死亡事件
f	同年6月 新潟県長岡市生後3か月の女児を床に投げ落とし死亡事件
g	同年8月 鹿児島県出水市4歳女児浴槽溺死事件
h	同年12月 島根県安来市一時保護の後小4男児死亡、母も意識不明後に死亡。母による無理心中と思われる事件
i	2020（令和2）年1月（逮捕6月）千葉県市原市生後10か月女児死亡、発生直後から逮捕直前まで母が精神科病院に入院していた事件
j	同年6月 東京都大田区3歳女児アパート放置死事件
k	同年9月 埼玉県美里町0歳3か月双子の妹暴力による外傷で哺乳が出来ないまま放置され死亡した事件
l	同年11月 熊本県芦北町双子死産遺棄とされベトナム人技能実習生の母が逮捕、後に最高裁で逆転無罪となった事件
m	2021（令和3）年8月滋賀県大津市児童養護施設から引取られた小1女児が、別の施設を退所後同居した17歳の長男から暴行され死亡した事件
n	同年8月 岡山県岡山市6歳女児が窒息による低酸素脳症により意識不明の状態に救急搬送され、翌年1月12日に死亡した事件
p	2022（令和4）年3月発覚 埼玉県本庄市夫からDVを受けて逃げていた母子の子5歳男児を、同居させていた男女と母が床下に埋めていた事件
q	同年6月 大阪府富田林市2歳女児監禁熱中症死、養育していた祖母は実子と内縁の夫と宿泊しテーマパークに出かけていた事件
r	同年11月 名古屋市15歳女児が、22時に警察からの身柄付き通告をされた直後に、3階の児童相談所のトイレの窓から転落死した事件
s	2023（令和5）年6月 神戸6歳男児死亡遺棄事件

令和元年の法改正とその運用に、b・d・eの事例が大きく影響したことは間違いない。bの事件（発生は3月ですぐに父親が逮捕された。しかし、その後の6月末に母親が逮捕され、この時にはじめて被害児の手紙が公開された。）を受けた連日の報道（原発が争点となった新潟県知事選挙やカジノ法案の審議の話題がかき消される程であった）の中で、当時の安倍晋三首相が指示し、1か月後に緊急対策がまとめられた。

翌年の通常国会に提出された法案は、この時点で始まる対策に裏付けを与えるものとなった。法案提出の直前には事件dが発生し、国会審議を通じて野党案の一部が取り入れられ、同一の方向性が一層強化された。さらには、法の成立と公布の時期に前後するタイミングで事件eが発生した。

日本では、この他にも毎年度概ね80人の子どもが虐待で命を落とし続けている。いずれも特殊な例とはいえない。

このリストは、数的な分析に資するものではない。しかし、生じている偏りや歪みを意識し、事例への対応や制度・政策のあり方を論じ直すことが不可欠だと考えて作成したも

のである。なお、図2は、概ねタイトルのみのものだが、研修の当日は、それぞれに概要が分かる数行の説明を加えた資料を配布した。

4 死亡事例の発生を防ぐために必要なこと

真に必要なこととは何だろうか。平成28・29年、令和元年の法改正で条文に書き加えられた、疑いの場合でも躊躇無く一時保護を行うこと（児福法33条、虐防法8条、令和元年子発0607第4号通知）、毅然とした対応を行うために「介入」と「ケア」を分離すること（虐防法11条）、都道府県をまたぐ転居の場合でも対面により引継ぎを行うこと（虐防法4条、児童相談所運営指針47頁）、ソーシャルワークを行う際に医療や心理の視点を踏まえること（虐防法4条）、本来は当事者の同意を必要とする情報を虐待というレッテルをつけるだけで共有してしまうこと（虐防法13条の4はそこまでは求めていない。しかし、運用の実態はそうなってしまう。）だろうか。

踏み込んだ対応が必要な事例は確かにある。しかし、これらを標準とし、さらに細かい規定を加え、それらを守らなければ叩かれるということになれば、職員や組織は、考えて工夫することを止めてしまい、決まりごとを形式的に適用することに陥り、当事者との対話を捨て、より疑い深くなり、決め付けることも辞さない、アリバイづくりに奔走する、萎縮した喜びのない実践者・機関になってしまう。

筆者は、死亡事例の発生を防ぎ、まっとうな支援を展開するためには、以下に列举する基本的なことを認識し、これを実際の対応に適用していくことこそが優先されると考える。

- ① 児童虐待事例の第一の特徴は多様だということである。
- ② 当事者自身に課題があるにしても、多くの場合、それに加えて、深刻で厄介な社会的困難を複数抱えている。
- ③ パターン化した指導や注意喚起の効果はわずかである。マイナスに作用する（プラスの変化は生まれず、隠される）可能性さえある。

研修紹介 研修2 児童虐待への対応

- ④ 問題を、相互に複雑に影響し合うものとして捉え、リスク回避とストレングスの強化を同時に図り、活用可能な様々な支援を組み合わせ提供する。
- ⑤ そのためには、複数の機関が、異なる専門性や知見などを持ち寄って、多角的に分析し、起きていることや当事者とその暮らしについて総合的に理解（アセスメント）する。
- ⑥ もちろん、必要がある場合には、子どもを守るために、また保護者を守る（犯罪者にしない）ために、確実に子どもを保護する。
- ⑦ 「見守り」ではなく、実際に、確実に関わる。言い換えれば、地域で包括的な支援を当事者に届ける。

5 今実践現場で起こっていること

筆者は、24年間県福祉専門職として勤務し、17年間専門職大学院の教員をした後、市会計年度職員として2年間働かせて頂いた。この間に、日本社会も地域も大きく変化した。

市の職員は優秀で誠実、良いチームだった。ただし、常勤職員は膨大な仕事を抱え、連携している児相の職員は、いつも忙しく、常に緊張した（硬い）表情をしていた。部内は、児童手当・医療費補助、保育・学童保育、子育て支援関係の業務が大きく増え、会計年度任用職員も多く、業務委託も多く見られた。相談業務を担当する職員は頻繁に電話を使うが、中心は関係機関（内線、児相・警察・学校等）とのやりとりで、当事者からの電話相談は必ずしも多くはなかった。人々の生活は、ネットでのやりとりが中心となっていた。だから、市民からの通告等は児相への直通無料電話（189）やLINEに多く入るようだった。

児童虐待への対応においては、さらに以下のような状況がある。

- ① 児相で取り扱う件数の半分以上が警察からの通告によるものである。そこでは、児童虐待防止法第2条の定義を越えて「夫婦喧嘩目撃」が、（疑いや虞を含め）活発に通告される。
- ② 専門的な知識と技術を要するものは児相

で、軽度の場合は市町村で対応するという役割分担は現実的なものではなくなっている。

- ③ 住民基本台帳に記載されている情報、市町村での取り扱い状況（関係各部署のものを含む）や子どもが所属する学校や保育所等の情報について、児相と警察の双方から、市町村の子ども家庭福祉担当部署に照会される。これに応えることと要保護児童対策地域協議会のための資料づくりが業務において大きな割合を占めている。
- ④ 児相は、速やかな安全確認、毅然とした対応と躊躇なき一時保護を求められるので、即時対応（安全確認と注意喚起）のみになりがちで、できるだけ短期での終結をめざして、「後方支援に回る」と言い切ってしまう。
- ⑤ 市町村も、児相の影響を受けてミニ児相化し、十分な調査なしの安全確認と注意喚起、特定妊婦・ネグレクト・外傷があるが軽度で保護に至らない事例の監視（見守り）例が積み上がる。
- ⑥ 児相でも市町村でも、当事者のニーズの把握、強みへの着目、同意と参加に基づく支援が消えかけている。

6 日本における児童虐待対応の歴史と令和4年児童福祉法等の改正

児童福祉法等の令和4年改正は、ここに記した偏りを何とか修正しようとした政策担当者たち（厚生労働省・現こども家庭庁）が、自分たちがやりたかった本当のところを形にしたものだ。これは当時の議論に審議会委員として参加した者としての推察である。その内容のほとんどは令和6年4月1日に施行された。

現場で改革を実現することは容易ではない。国も地方も揃って、長きにわたって進み続けてきた方向性（図3・4）を変えることは極めて困難であろう。しかし、子どもと家族のために、そして支援者のためにも諦めるわけにはいかない。

児童福祉法等の令和4年改正の概要やこれに基づく新たな仕組みや事業などはこども家庭庁のHPで直接確認して頂きたい。ここでは、その核となる部分を、特に市町村の業務に係る

内容を中心に筆者なりのコトバで整理する。

- ① 困難を抱える子どもが増え、子育てに困難を抱える家庭が増え広がっているのに、必要な支援が届いていない。
- ② やり方を変えなければならない。支援を必要とする子どもと子育て家庭に、必要な支援が届くようにする必要がある。
- ③ 当事者のニーズを把握し、当事者の意思・意向を尊重しながら、包括的な支援を計画し、納得を得て、その内容を書面にして手交し、実行するというやり方を義務化する。(サポートプラン作成の義務化)
- ④ 支援を届けるためには体制整備等が必要。母子保健と子ども家庭福祉に一体的に取り組む新しい機関(こども家庭センター)を作る。そして、地域の各関係機関と連携して取り組む。(努力義務)
- ⑤ 実際に使えるサービスを増やす(新設と拡充)。子どものショートステイや子育てに

図3 子ども家庭福祉の35年間の流れ・他の領域との比較

<ul style="list-style-type: none"> ・日本の児童虐待防止対策は、1990(平成2)年から本格的に始動した。(国の公式統計が始まる) ・この年は、前年に国連で採択された子どもの権利条約が発効した年である。ベルリンの壁が崩壊した翌年であり、「1.57ショック」と呼ばれる日本社会の少子化が明確に意識された年でもある。また、バブル経済が崩壊した時代(90年代初頭)とも重なっている。いわゆる福祉八法の改正が行われた。 ・2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立・施行された。介護保険、構造改革。 ・児童相談所だけでは「もちこたえられない」と意識され、2004(平成16)年に児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、翌年から市町村が通告先に加わり、要保護児童対策地域協議会が法定化された。 ・しかし、再び児童相談所への一局集中が進められ、加えて、市町村が「ミニ児童相談所化」する方向に舵が切られた。そのあり方が頂点に達したのが令和元年の法改正だったといえる。ただし、体罰の禁止やその後につながる検討規定が設けられ、今に至る。
--

図4 日本における児童虐待対応施策の歴史

<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉領域では、社会の変化に対応し、実施機関が都道府県から基礎自治体へとシフトした。また、民間事業者を含む多様な主体が、社会福祉サービスの提供を担うようになった。 ・この流れを受けて、近年では、地域で包括的な支援を行うこと、様々な支援を重層的に行って地域での尊厳ある生活を保障することがめざされた。 ・子ども家庭福祉では、極近年まで、このような動きの蚊帳の外にいた。この領域では、以下の3つが政策課題と意識されてきたものの、一部の有識者が語っていたこととは裏腹に、子ども自身の権利を保障し子育てをする人々の生活を支援する視点が十分ではなかった。(言われていなかったわけではない。しかし、実際には外れていた。人や金の裏づけが十分でなかった。いよいよ自己責任論が強まった。) 	<p>どれをとっても、担当部署では、必死に取り組まれてきたものとするが、この40年は、人々の暮らしを壊しても、競争で勝つ(稼ぐ)ことが目指され、児童福祉はこのために奉仕するか、あえて過激な言い方をすれば「まともな生き方ができない者への指導ないし治療」、或いは「やっている感の演出」という役目を求められ、複雑な思いを抱きながらも、それを引き受けてきた可能性があるのではないか。(問題提起)</p>
---	---

困難を抱える家庭への家事援助などを内容とする「家庭支援事業」については、市町村による「利用勧奨」や「措置」の規定を新設する。

- ⑥ その他 一時保護の実施に係る司法審査、子どもの意見聴取等措置、意見表明等支援事業、社会的養護の支援を成年以降も継続する。などを行う。

7 結びにかえて

改革の担い手である厚生労働省児童家庭局の最終年度とこども家庭庁のスタート年度の仕事、市町村の令和5年度における準備と令和6年施行時の仕事が、いかに過酷で忙しいものであったかは、想像に難くない。

このことを踏まえ、研修当日のスライド資料の最終頁には、JIAMから一足で行ける比叡山延暦寺が掲げる「一隅を照らす」と、研修日翌日と月日が重なる令和元年12月4日に亡くなったベシヤワール会現地代表(当時)中村哲医師の「道で倒れている人がいたら手を差し伸べる…それは普通のことです。」(『天、共に在り アフガニスタン三十年の闘い』NHK出版、2013年)の2つの言葉を記し、その意味を私なりに解釈・紹介させて頂くことをもって講義を締めくくった。

著者略歴

宮島 清 (みやじま・きよし)

1959年埼玉県滑川町生まれ。明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業。埼玉県福祉職を経て、日本社会事業大学専門職大学院専任教員(助教授、准教授を経て教授)。後、東松山市子育て支援課家庭児童相談員。2024年4月からは、フリーの立場で福祉専門職の研修、事例検討会(スーパービジョン)を中心に活動している。専門は、子ども家庭福祉とソーシャルワーク。厚生労働省社会保障審議会児童部会委員・同専門委員会委員、自治体の審議会委員などを歴任。令和元年通常国会衆議院厚生労働委員会(児童福祉法等を改正する法律案の審議)や令和6年通常国会参議院内閣委員会(こども性暴力防止法案の審議)では参考人を務めた。著書としては、『最新社会福祉士養成講座3「児童・家庭福祉」』第2版、中央法規出版(共編著)2025年1月、『社会福祉学習双書5「児童・家庭福祉」』第3版、全国社会福祉協議会(第2部第6章「児童虐待への対応」を執筆)2025年2月等がある。